

神戸市中央区ふれあいのまちづくり助成金交付要領

令和5年3月31日 中央区長決定
令和6年4月1日 最終改正

(目的)

第1条 この交付要領は、神戸市ふれあいのまちづくり助成金交付要綱（平成30年3月8日市長決定。以下、「要綱」という。）第13条の規定に基づき、助成の実施について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 要綱別表第2に定める事業については、別表1の基準により助成するものとする。

(様式)

第3条 要綱に定める申請書添付書類（1）および実績報告書添付書類（1）の（別表第2・提案型）については、別表2に定める様式とする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 中央区ふれあいのまちづくり助成施要領（令和3年4月1日施行）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

○別表1

助成対象活動/助成条件	助成額
地域の課題改善への取り組みや 地域の特性を活かした先駆的な地域活動で 区長が特に必要があると認める事業	上限 200,000 円／事業
サテライト実施 地域福祉センターの立地や物理的条件等により 他の施設にて実施するふれあいのまちづくり事業	上限 総額 60,000円／年

助成金申請額内訳書 兼 計画書

実施計画 (予定)

(1) 地域の課題改善への取り組みや地域の特性を活かした先駆的な地域活動で、区長が特に必要があると認める事業。

助成上限 : 200,000円/事業

※ 助成対象活動ごとに要した経費の額が、助成対象活動ごとの交付決定額より低い場合は、その差額を返金すること。

No.	事業活動名 (計画)	(1) 助成金 申請額 (円)
1		
2		
3		
4		
5		
備考		(1) 助成金 申請額 合計

(2) サテライト実施 ; 地域福祉センターの立地や物理的条件等により、他の施設にて実施するふれあいのまちづくり事業。

助成上限 : 総額 60,000円/年

※ 別表1の福祉活動事業や子育て支援・多世代交流事業との併用不可。

※ 助成対象活動ごとに要した経費の額が、助成対象活動ごとの交付決定額より低い場合は、その差額を返金すること。

	事業活動名 (計画)	実施場所	(2) 助成金 申請額 (円)
1			
2			
3			
4			
5			
備考		(2) 助成金 申請額 合計	

提案型活動メニュー (別表第2) 上記(1)+(2) 小計

(b)

【別表第 2】 活動実績一覧表

(別表第 2・提案型)

(1) 地域の課題改善への取り組みや地域の特性を活かした先駆的な地域活動で、区長が特に必要があると認める事業。					
助成上限 : 200,000円/事業					
No.	事業活動名		当初交付 決定額(円)	助成対象活動 に要した経費 (執行金額)(円)	活動実績に基づく 助成金額 (円)
1					
実施状況					
2					
実施状況					
3					
実施状況					
4					
実施状況					
5					
実施状況					
備考		合計		a	b
(2) サテライト実施 : 地域福祉センターの立地や物理的条件等により、他の施設にて実施するふれあいのまちづくり事業。					
助成上限 : 総額 60,000円/年					
※ 別表1の福祉活動事業や子育て支援・多世代交流事業との併用不可。					
※ 助成対象活動ごとに要した経費の額が、助成対象活動ごとの交付決定額より低い場合は、その差額を返金すること。					
No.	事業活動名	実施場所	当初交付 決定額(円)	助成対象活動 に要した経費 (執行金額)(円)	活動実績に基づく 助成金額 (円)
1					
2					
3					
備考		合計		c	d
提案型活動メニュー (別表第 2) : 助成対象活動に要した経費(執行金額)					a + c
提案型活動メニュー (別表第 2) : 活動実績に基づく助成金額					b + d (B)